(本號八頁)　(明治三十一年五月十一日遞信省認可)　明治二十八年九月二十四日　第四千三百九十三號　(定價金二錢五厘)

時事新報

明治廿八年九月廿四日　火曜日
(甲、戌)
舊暦乙未八月六日
日出午前五時三十分　入午後五時十一分
月出午前三時三十五分　入午後八時三十四分
潮汐午前八時三十六分　午後八時五十六分
(西暦一千八百九十五年)　二百六十七日　九十八日

時事新報は全國中紙價の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號時事の要を掲げ

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す)

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末一切休刊せず)

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦鹽斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき旨に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

一行五號活字廿四字詰	一日限	一月以上	七日以上
一行　〃　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものわりて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるあり寡からず稱り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にはへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は面倒に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に到したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

株式取引所

東京株式取引所の株は五十圓拂込のものが四百三十何圓の高直を現はしたり非常の騰貴にして尋常の事態とは見る可らず彼の增株云々など內部の魂膽に自から暴露を促したる事情もあらんなれども其事情は兎も角も として目下の實際に株式の取引は廣き東京市內に唯一個所と限られて專有獨占の實を成し恰も世間に行はるゝ賣買を一手に引受るの姿なれば利益の尋常ならざるは素より其所にして自然の結果と云はざるを得ず或は昨今の如き株の騰貴は一時の事相なりとするも會社の營業に利益の增殖なるは實際の事實にして此事實は取引所の株主を喜ばしむる其反對に一般に商賣社會の不利不便を證明するものなり抑も近年我國の商工業は非常の進歩にして諸會社事業の發企と共に其株式の賣買もなす〳〵盛なり而して東京は恰も全國の中心點にして萬般の衝に當るが故に取引の忙はしきこと日も亦足らざる有樣にして今後多々ます〳〵繁劇を加ふるは疑ふ可らざるの成行なるに然るに賣買の媒介所たる取引所は只一個所のみにして到底世間の望を滿足せしむること能はざる其證據には現在とても取引の少しく忙はしき時には其始末に窮して帳簿整理の後めとして賣買を中止するあるとさへなきに非ず一般の迷惑一方ならざるとなれば更に取引所の增設を許して世間の商賣を滯にし多數人の便利を謀るは事の當を得たるものなる可し蓋し政府が取引所の設置を一地區內に一個所と限りて東京市中に增設を許さゞるは如何なる理由に出でたるか知る可らず或は當時の意見に於ては一個所のみにても實際に差支なしと認めたるあとならんかなれども今日の實際は右の次第にして一般の不便みの上もなしとの事實明白なる上は意見を改むるに躊躇するの理由はある可らず凡そ人民の住居する市街には其區域內に必ず二三軒の酒屋、八百屋、豆腐屋等ありて日々の需用に應じ互に競爭して用辨を達するの常なり蓋し商賣の利益は互に平均するものにして苟くも偶然の機會を得るか又は非常の危險を冒すに非ざれば異常の利益は望む可らざるの約束なるに然るに今の取引所は單に賣買の媒介を爲し其手數料を收むるのみにして格外の收益はありと云ふは畢竟一個所の制限の爲めに專有獨占の實を成すが爲めにして商賣を遲滯せしめて一般に不便を感ぜしむるのみならず時としては種々の魂膽など運らしてます〳〵自から利せんとするが如き其結果甚だ妙ならざるを見る可し我輩は單に取引所の利益に就て云々するに非ず只世間一般の便利の爲めに專獨の制を改め更に增設を自由にして互に競爭せしむるの得策を認むるものなり

時事新報

○京城特報

九月十三日　小原生特報

舊兵、軍部大臣を途に要す

舊兵を解除するに付相當なる處置と大なる注意を用ふるにあらずんば必ず意外の變動を生ずるに至るべしと は韓廷內改革前に於ては第一の杞憂なりし故に愈々之を實施するの曉には支拂延滯の給料を一時に支給すべきは勿論相當の歸休旅費若くは恩給金を與ふるの方法をも設けざるべからずとて三百萬圓の小額中よりその幾分を分ちて之か豫算を爲したりき爾來改革に着手したるに意外の遲に費用を要するもの多く爲に舊兵の處分に付最初の計畫を實にするあと能はず遷延今日に至る迄延滯の給料すら尙ほ且つ支拂ふあと能はざる次第なり舊兵たるものの豈に之を甘んずるものならんや次に彼等の不平とする所は唯に同僚たりし今の訓練隊及び侍衛隊の兵丁は猶ほ一定の調練を受けて一定の服裝を爲し且つ一定の給料を得て頗る得々たるに反し己等は俄に除隊せられて未だ一定の職を得ず時に或は飢餓に逼るあるもあり剩へ飢餓月の延滯給料すら之を受くる能はざるは實に不公平の處置なりと云々として他を羨望するの餘、自己の不平心は益々增長し來り誰れ首唱するとなく不平の集る所自ら一團體を爲すに至りたりき而して遂に本日の萬壽節を期して宮闕前に集るものの無慮一千餘名、折柄軍相安駙壽氏は萬壽の佳會を終りて宮闕より出づ舊兵直に之を取卷き延滯給料の支拂を請求し時に或は惡口罵詈を極め果ては狂號して其模樣頗る不穩なるより安軍相直に內部に馳入り巡檢に命じて堅く門口を扼せしむ舊兵多數を恃みて頗る勢强く直に門口の巡檢を排して門內に入る安軍相階前に立ちて百方之を慰諭す然れども舊兵は之を受取るにあらずんば容易に去らずと唱へて散ずる模樣なし安軍相大に當惑し頻に辯じて曰く卿等の言眞に是なり然れども之を內閣に提議して其決議を得るにあらずんば實行し難し故に今暫く猶豫すべき旨を述ぶ舊兵皆一齊に叫んで曰く願くは其日を期せよと安軍相益々その答辯に窮する折柄恰も好し警務使李允用氏巡檢百五十名を引率し來りて之を慰諭す彼等尙ほ頑として應ぜず茲に於て や止むを得ず巡檢に命じて抜劍以て之を追はしむ多數の舊兵も手に一物を持たざるが爲め之に抵抗するあと能はず僅に石片瓦礫を投じつゝ漸く散じたり之が爲め王城前は一時非常の混雜を來せり巡檢中には負傷者も多かりしと云ふ而して舊兵の捕へられしもの三十名なりき是れ本日午後五時頃の一珍事なりし

群集の舊兵一時四千餘名に及ぶ

舊兵が本日の萬壽節を期して宮闕前に集りたる所以のものは固と何者かの惡謀に出でしものなり是より先き一兩日前何人とも知れず軍相の命令書を僞造し來る二十五日延滯給料を支拂ふべき旨を告げそれと同時に檄文を廻したり茲に於てか城外の舊兵期せずして四門より入り來り宮闕前に集るもの一時は四千餘名に及びたり然れども何者かの惡謀に係りたるものなるあとを知り漸次退散し騷動の始末りたる頃には人員其四分の一もなかりしと云ふ

大君主舊兵の拘留を放たしむ

巡檢の爲に捕はれたる舊兵三十名大君主陛下之を聞かせ給ひ直に令旨を傳へしめて曰く舊兵等の唱ふる所皆理に合ふ故に之を拘留するの謂れなし速に之を放免せよと茲に於て警務廳は直に之を放免したり

暴徒祥原に起る

平壤府祥原郡に暴徒二百餘名蜂起し郡守の宅を襲ひ良民の財產を掠奪して勢ひ頗る猖獗を極む因て鎭壓の爲め出兵せんあとを平壤府觀察使署より軍部に請求し來る茲に於てか軍部は直に平壤の訓練大隊に命じ精兵一百名を撰拔し一小隊を編制して派遣したりと云ふ

訓鍊聯隊の編制

軍部に於ては今回訓練第一、第二兩大隊を以て訓練第一聯隊を編制し其官制を發表したり

○獨帝、憤罵す

獨逸伯林よりの報なりとて紐育ヘラルド新聞に記載する所に依れば千八百七十年普佛戰爭の際に於ける獨逸兵の亂暴狼藉は甚しきものにて殊に將校の自重公然良民を脅かし其資財を掠めて顧みざりしは實に軍人にあるまじき所行なりとて佛國のミュニエー將軍は屢々フィガロー新聞に書を投じて之を非難せしが過日是等の新聞に帝は之を見て非常に怒りて罵詈せりと又ミュニエー將軍の請求をなすならんと云ふ

○米國人の日本評

日本監獄の完全　監獄內掃除の行き屆くは比を見ざる程にして諸國に能く規律を守るは實に殊に余(ミッチェル氏)の能く藥を調み分藥の法を

ミッチェル氏は先頃我國を視察し帰都して云々の令息にして法學社會の

日本の美

日本には敢て能く藥を調み分藥の法を

なければ其風景は悉く

るものとして愉快を感

朗なる際彼の國に遊び

悟り心中に無限の快樂

を味ふの能力なきもの

け余をして恍然仙境の

めたるものは海面を搖

ある水面鏡の如き湖水

迂回して此の湖に遠せ

る所に非ず

日本人の技藝

銳敏なる人種に非ずし

し例へば木の根或は藥

底他國人の金て及ばざ

物として遺棄するもの

工を施し美事實用に適

管嘆稱する所なり然も

なりとして輕蔑するは

文明を輸入し日新月步

獨り工藝のみに限らず

る可し彼の國の行末み

○虛無黨員

第三回　勇士

アイヴァン　ペトロヴィッチ

女氣も所天の難に臨み

難有き吾妻ソフィーは

衣を着け終らしめ一包

落行く先は瑞西のジュ

必ず共に御身大事を忘

咲く春を見せ給へと指

眩れ胸張裂る切なき

吾へ接吻の慢く頭を諸

羊飼に姿やつしたる吾

ニーヴァに着きにけり

居るあと早や一週間な

使さへなし抑も吾妻、

故に吾妻を逃亡せしど

幸にして醜蟲物となる